

確 認
チェック責任者

承 認	審 査	審 査
再処理事業部長	副事業部長	再処理工場長

作 成		
再処理計画部長	計画 GL	計画グループ課長

「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていた
 ことの再認識および自らの悪さを見出す活動」
 の実施計画(再処理事業部)について

【記事】

事業者対応方針「平成 29 年度第 2 回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針」のうち、

- 「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカッションなど)」

に関する再処理事業部の実施計画を改定する。

主な改定の概要

- ・各活動の記載内容の重複等の修正
- ・上記およびこれまでの活動実績を踏まえたスケジュールの変更

【添付資料】

「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことの再認識および自らの悪さを見出す活動」の実施計画書 改定 4(案)

「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたこと
の再認識および自らの悪さを見出す活動」

の実施計画書 改定 4

(案)

2019 年 3 月

再処理事業部

改定来歴			
改定 番号	作成年月日また は改定年月日	改定箇所	改定内容
-	2018. 1. 30	-	新規作成
1	2018. 6. 28	P1 P2 図2	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・発電所幹部経験者でも意見交換可とするように明記 ・実績を踏まえたスケジュールの見直し
2	2018. 8. 22	P1 P3 図1 図2	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の変更を反映 ・関連資料について、最新版を参照するため、制定日、改正日の記載を削除 ・体制の変更を反映 ・実績を踏まえて、スケジュールを変更
3	2019. 1. 16	P3 図2	<ul style="list-style-type: none"> ・背後要因の分析と対策検討について追加 ・スケジュールを変更
4	2019.3.29	P1 1.、P4 図1 P1 3.、P5 表1 P2 3. P2 (2)、(3)、(4)、 (5) P5 表1	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の統一 ・記載の適正化 ・技術本部と共同で活動を実施する旨を記載 ・各活動の記載内容の重複の修正、(5)のタイトル修正および具体的な内容の記載 ・上記およびこれまでの活動実績を踏まえたスケジュールの変更

目次

1. はじめに.....	1
2. 目的.....	1
3. 実施内容.....	1
(1) 事例研修（自らの反省）.....	2
(2) 原子力発電所幹部等との意見交換.....	2
(3) 専門家との意見交換.....	2
(4) 危機意識および自らの悪さの改善.....	2
(5) 「危機意識および自らの悪さの改善策」に反映すべき項目の抽出.....	3
(6) 活動結果の報告.....	3
4. 計画の見直し.....	3
5. 体制.....	3
6. スケジュール.....	3
7. 関連資料.....	3
図1 実施体制.....	4
表1 実施スケジュール.....	5

1. はじめに

本計画書は、事業者対応方針(資料1)に示す「リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカッションなど)」を実施するために、再処理事業部幹部を中心とした過去事例の振りかえりおよび別途行われている事業者対応方針に関する事象の要因分析を元にしたディスカッションを行い、再処理事業部幹部※および再処理事業部においてリスク管理や強い危機意識を持った業務遂行ができるようになるための活動計画をまとめたものである。

※ 再処理事業部長、副事業部長、再処理工場長

【参考】事業者対応方針(資料1)(抜粋)

(3)直接原因

現状の問題点について要因分析を行った結果、明らかになった直接原因は、以下のとおり。

c. 問題点(1)c.について(雨水の再浸入)

- 再処理事業部長以下は、設備・環境変化に対するリスク管理が十分ではなく、あらゆる手段を具体的に提案・検討して雨水浸入防止を図ることについての強い危機意識を持った業務遂行が出来ず、対応が後手に回り、雨水浸入を繰り返してしまった。

(4)直接原因を踏まえた対応方針

c. 問題点(1)c.について(雨水の再浸入)

- (a) 再処理事業部長以下は、リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカッションなど)を実施する。
- (b) 上記(a)の活動の計画および結果は、再処理計画部長が作成し、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理/貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。さらに、本計画および本結果は、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。

2. 目的

本活動は以下の項目を目的とする。

- 再処理事業部幹部および各部長は、リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出した上で、見出した自らの悪さを改善すること
- 再処理事業部幹部は、上記活動を通じて得られた結果(自らの悪さや悪さの改善結果など)について、再処理事業部員と共有すること

3. 実施内容

再処理事業部幹部および各部長は、リスク管理や強い危機意識を持った業務遂行に欠けていたことを再認識し、自らの悪さを見出す活動(事例研修、ディスカッションなど)を実施する。見出した「危機意識および自らの悪さの改善策」については、実施責任者が再処理事業部の品質目標に反映し(期中変更も含む)、品質保証システムの中で達成状況を確認する。

実施体制および実施スケジュールをそれぞれ図1、表1に示す。

なお、再処理事業部は、以下の経緯を踏まえ、2019年2月1日の技術本部発足以降は、技術本部と共同で下記(4)の「危機意識および自らの悪さの改善策」への反映、(5)および(6)を実施する。

- 技術本部は、再処理事業部から新增設設計等の部門を分離して発足したこと
- 上記の新增設設計等の部門は、2017年度の本活動開始から技術本部発足日までは、再処理事業部として活動を実施していたこと

(1) 事例研修(自らの反省)

- ① 再処理事業部幹部および関連部長(再処理計画部長、運営管理部長、共用施設部長、土木建築部長とする)は、非常用電源建屋配管ピットへの2回目の雨水流入に関し対応すべきであった事項について、直接要因を整理した上で要因分析を行い、組織的な要因等を明確にする。その後、再処理事業部幹部および関連部長は、「危機意識および自らの悪さの改善策」を検討し、策定する。(2018年5月28日策定)
- ② 再処理事業部幹部、関連部長、各部長および各課長は、上記の組織的な要因等、「危機意識および自らの悪さの改善策」を元にしてディスカッションを行う。当該ディスカッションは、事業者対応方針(資料4)に基づき策定した『「自ら気づき、改善していく体質改善」および「現場状況の把握」等に関する計画書』に従って実施する。

(2) 原子力発電所幹部等との意見交換

再処理事業部幹部は、(1)の①の活動結果である「危機意識および自らの悪さの改善策」について、外部の視点(発電用原子炉施設の事例や運用を元にした視点)を取り入れるため、発電用原子炉施設を運営する電力会社の原子力発電所幹部等(経験者を含む)と意見交換を行う。

(3) 専門家との意見交換

再処理事業部幹部は、(1)の①の活動結果である「危機意識および自らの悪さの改善策」について、外部の視点(安全文化醸成の視点)を取り入れるため、JANSI等の専門家との意見交換を行う。

(4) 危機意識および自らの悪さの改善

再処理事業部幹部は、(5)の活動で抽出した反映事項を「危機意識および自らの悪さの改善策」に反映するとともに、自らの業務にも反映する。

実施責任者は、上記の「危機意識および自らの悪さの改善策」を再処理事業部の品質目標へ確実に反映させる。

再処理事業部長は、品質保証システムの中で、上記の品質目標の達成状況を確認し、改善する。

(5) 「危機意識および自らの悪さの改善策」に反映すべき項目の抽出

再処理計画部長は、(1)②で実施したディスカッションにおける意見、(2)および(3)で実施した意見交換における意見について、再処理事業部の「安全文化を強化するためのあるべき姿(10 Traits)」と関連付け、弱みを整理した上で、弱みを克服(改善)する対策を検討する。

(6) 活動結果の報告

再処理計画部長は、(1)～(5)の活動結果を報告書として作成する。当該報告書は、再処理工場長が審査し、チェック責任者が確認した上で、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、保安上の妥当性について再処理安全委員会および貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。また、品質・保安会議において審議し、再処理事業部長は、審議結果を尊重して承認する。

4. 計画の見直し

本計画書の変更は、再処理計画部長が作成し、再処理工場長が審査し、チェック責任者が確認した上で、再処理事業部長が承認する。再処理事業部長は、承認に当たり、軽微な変更の場合を除き、保安上の妥当性について再処理安全委員会および貯蔵管理安全委員会における審議を受ける。また、軽微な変更の場合を除き、品質・保安会議において報告する。

5. 体制

本活動の実施体制を図1に示す。

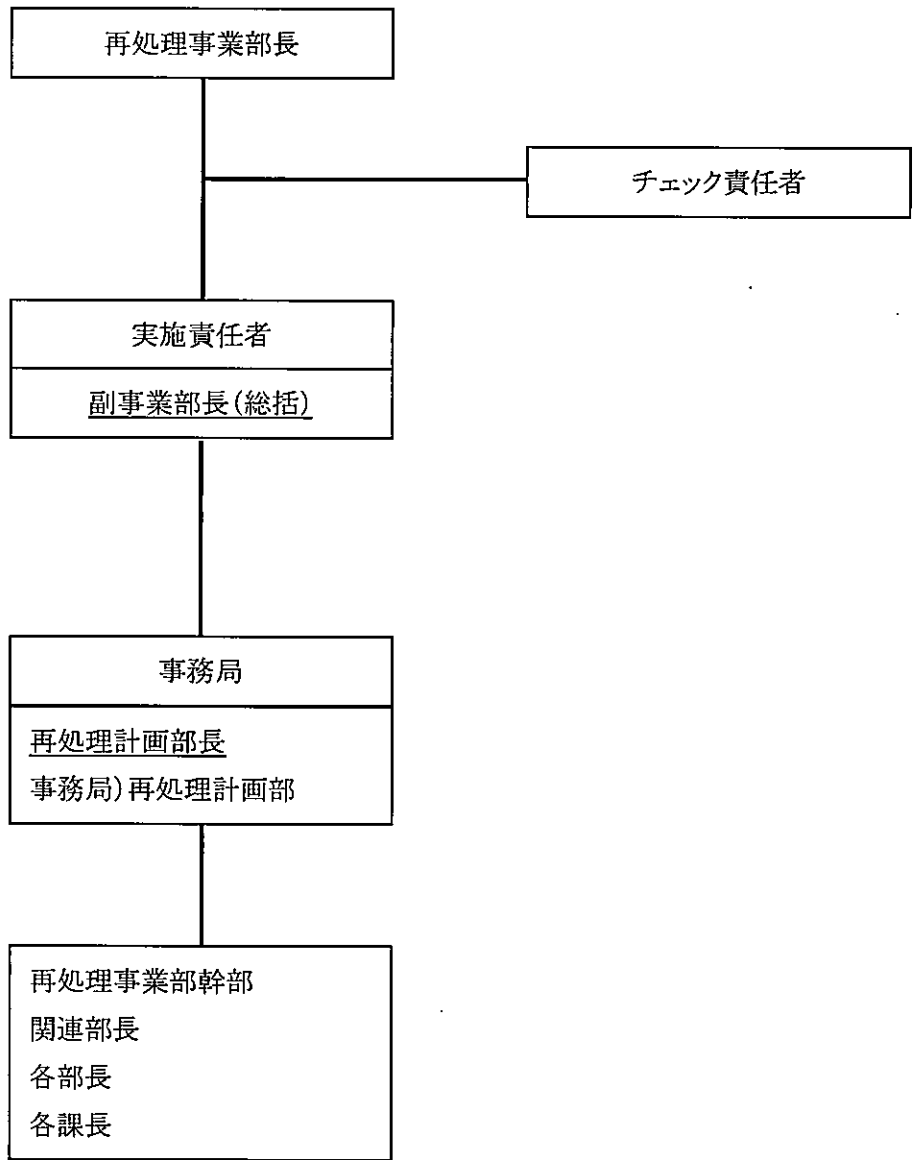
本活動は、原則として再処理事業部幹部、関連部長、各部長および各課長を対象とする。

6. スケジュール

本活動の実施スケジュールを表1に示す。

7. 関連資料

- (1) 事業者対応方針「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、当社の取り組みについて」資料1「平成29年度第2回保安検査(再処理施設)における指摘事項に係る事業者対応方針」



下線はリーダーを示す

図1 実施体制

表1 実施スケジュール

		2017年度			2018年度												備考		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
(1) 事例研修(自らの反省)	①危機意識および自らの悪さの改善策の策定および見直し				▽策定												改定▽	(5)の結果を受けて改定する。	
	②ディスカッション																		『「自ら気づき、改善していく体質改善」および「現場状況の把握」等に関する計画書』参照
(2) 原子力発電所幹部等(経験者を含む)との意見交換						▽	▽												
(3) 専門家との意見交換					▽														
(4) 危機意識および自らの悪さの改善																			改善策を再処理事業部の2019年度品質目標に反映する。
(5) 「危機意識および自らの悪さの改善策」に反映すべき項目の抽出																			
(6) 活動結果の報告																			品質目標反映前に報告する場合は、品質目標反映後に実績を報告書に反映する。